

(案)

午王山遺跡史跡整備
基本構想

平成 年 月

和光市教育委員会

1 基本構想の概要

（1）午王山遺跡について

和光市の午王山遺跡は、埋蔵文化財包蔵地に指定されている遺跡である。これまでに15回の発掘調査が実施され、旧石器から近世期までの遺構や遺物が出土している。中でも弥生時代の遺構、遺物が多数出土しており、午王山全体が一つの環濠集落として展開されていたことが明らかになっている。

和光市教育委員会は、午王山遺跡を市の重要な遺跡であるとし、平成25（2013）年4月に、公有地である午王山遺跡の一部（新倉3-2831-1）を記念物（史跡）として市指定有形文化財に指定した。さらに、平成29（2017）年3月に「午王山遺跡発掘調査出土の弥生時代遺物」107点を考古資料として市指定有形文化財に指定し、平成30（2018）年2月には、この107点を含む121点の遺物が、「午王山遺跡出土品」（考古資料）として埼玉県指定有形文化財に指定されている。

（2）構想策定の目的

この構想は、和光市の貴重な史跡である午王山遺跡について、対象区域内の歴史遺産及び自然を保存し、活用していくため、将来的な保存管理及び公有化の方針、そして将来的な史跡公園としての整備について基本的な方針を示すものである。

（3）構想の背景

今日我が国は、価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化、高度情報化等、おかれる環境が急速に変化する中において、将来を担う子どもたちの育成、地域コミュニティの活性化などへの対応が求められている。特に和光市では、若い世代が多く転出入が多いため、コミュニティが育ちにくい環境にある。そのような中で、人々のくらしと生活、社会を支える基盤として、文化の振興はますます重要となっている。

しかし、現在和光市には博物館（類似施設、相当施設等を含む）や史跡公園などの地域に根ざした歴史学習の拠点が無く、歴史・文化的な視点からはこうした背景に適応することが難しい状況にある。

地域にはその地域に根ざした文化財、地域文化資源があり、それらを積極的に保護・活用することで、価値や重要性を後世に伝えていく必要がある。

（4）構想の位置付け

この構想は文化財保護法の主旨を尊重し、和光市第四次総合振興計画基本目標Ⅱ「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」の基本施策Ⅳ「人と歴史が響き合う文化創造のまちづくり」に基づく地域の文化財の保護を目的とした史跡整備として実施する。なお、事業の実施に当たっては、和光市文化振興基本指針に基づく施策の一環として推進するものとする。

（5）構想の基本方針

構想に当たっては、以下の3つの柱を基本的な方針とする。

① 史跡地内に残る遺跡・自然の保全

史跡整備地内に残る遺跡や自然を未来への遺産として保全する。

② 史跡としての公園整備

午王山遺跡の持つ史跡としての価値を活かしながら、将来的に史跡公園として広く市民の憩いの場となるよう整備する。

③ 実感できる遺跡の整備

遺跡が持つ魅力を実感でき、活きた教材となるよう整備する。

2 午王山遺跡をとりまく環境

(1) 和光市の地形

和光市は埼玉県南西部の荒川右岸に位置し、北は戸田市、西は朝霞市、南は東京都練馬区、東は東京都板橋区と隣接している。

和光市の地形は市の北部を流れる荒川により形成された沖積低地（荒川低地）と武蔵野台地北東端に当たる洪積台地とに分けられる。低地部の標高は5～6m、台地部の標高は27～40m程で南の台地奥へ行くに連れて高くなっている。

市内には、中小河川が流れしており、特に東側を流れる白子川と西側を流れる越戸川は大きな谷を形成し、行政的、地形的な区分の境となっている。その他、市内の中心部を流れる谷戸川は、谷中川と合流し蛇行しながら、越戸川にそいでいる。市内の台地は、荒川も含めこれらの河川により浸食が激しく、多くの小支谷が形成されている。そのため、谷に挟まれた台地は幅の狭い複雑な形状となっている。

また、河川近くの崖地では、各所で湧水が見られ、湧き水公園や寺社の池として親しまれている。

(2) 午王山遺跡の史的位置付け

現在、和光市内で確認されている遺跡（文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地）は、43か所であり、荒川低地の自然堤防上に位置する榎堂遺跡以外は、すべて武蔵野台地上に位置している。遺跡は主に、荒川低地に面した崖線上、白子川左岸の崖線上、越戸川・谷中川・谷戸川の支谷に面した小規模な台地上に分布している。

午王山遺跡は東武東上線、東京地下鉄有楽町線・副都心線の和光市駅から北東へ約1.5kmの和光市新倉3丁目2829～2843番地に所在している。地形的には武蔵野台地から切り離された荒川右岸の独立丘状に位置している。周辺は荒川によって形成された沖積地であり、遺跡が立地する台地は比較的平坦であり、その範囲は、東西で200m、南北では東側で100m、西側で50mを測り、標高約24m、沖積地との比高差は約18mである。遺跡の現況は、北西側と南東側の一部が宅地化され、その他遺跡内で農地転用の動きがあるものの、多くは畠地として営まれている。

午王山遺跡ではこれまでに15回の発掘調査が行われ、旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、中世、近世の遺構及び遺物が検出されている。中でも弥生時代の遺構・遺物が卓越しており、確認された住居跡は中期後半から後期終末のものまで150軒を超える。また、東側の環濠外側となる東南方向に広がる支丘部分には後期末葉の方形周溝墓が検出されている。

午王山遺跡については、江戸時代に幕府によって編纂された地誌『新編武蔵風土記稿』によって「古蹟 新羅王居跡」として、当地に新羅の王子が居住していたとする伝承が記されている。なお、現在に至るまで発掘調査において新羅王居に比定される遺構は確認されていないが、地域に残る伝承として興味深いものが残されている。

『新編武蔵風土記稿』 上新倉村のうち古跡 より抜粋

古蹟

新羅王居跡 牛房山ノ上ニワヅカノ平地アリ、昔シ新羅ノ王子京ヨリ下向ノ頃、コヽニ居住セシト云、和名鈔ニ載スル当郡ノ郷名志木ト云ヘルハ此辺ノ事ニテ志楽木ノ中略ナルベシト、此村ニスメル好事ノ者イヘリ、当村ニ山田、上原、大熊ナド氏トセル農民アリ、是ハ旧キ家ナルヨシ、彼等ガ祖先ハ京都ヨリ新羅王ニ従ヒ来リシナリト云伝フ、サレバ此山ノ名モ元此王子居跡ヨリ起リタル事ナレバ、御房山ナドカクベキヲ、イツノ頃ヨリカ牛房ノ字ニカヘシナラント、是モ村老ノ説ナリ、続紀持統紀元年四月甲午朔癸卯、筑紫太宰、獻投化新羅僧尼、及百姓男女二十三人、居于武蔵国、賦田受稟使安生業ト云ヒ、又同ジ紀ニ、韓奈末許満等十二人ヲ、コノ国ニヲカレシコトアレバ、コノ居蹟ト云ハモシクハコレラノ人ヲリシニヤ、サレド外ニ拠モナケレバ、詳ナルヲシラズ

（3）午王山遺跡の重要性

午王山遺跡を最も代表する性格の1つに、独立丘上に展開する弥生時代の環濠集落である点を挙げることができる。2重ないし3重の環濠を丘上一帯にめぐらせ、独立丘上に一つの単独の集落を示している点は大変特徴的である。

また、この集落は、弥生時代中期末から後期末まで継続して営まれたことが出土遺物からわかっているが、他ではあまり継続形の集落を見ることがない。さらには出土遺物からは東海系・北関東系の土器が多く確認されており、他地域との接点を示す点など、珍しい特徴を持つ遺跡でもある。そのため、考古学研究者からも注目されている遺跡の一つである。

加えて午王山は、武蔵野台地の数少ない斜面林を残しており、自然的・景観的にも希少な場であると言える。

3 保存管理基本方針

以上を受けて、午王山遺跡の保存管理に係る基本方針を以下に示す。

（1）保存管理の基本理念

午王山遺跡は一部宅地化されているが、畠地が多く占め、保存状態は比較的良好である。しかし、畠地は生産緑地地区指定解除の要件となる30年経過が迫っており、また、遺跡内で農地転用の動きが見られるなど、史跡保全への早急の対応が求められている。

遺跡北側には武蔵野台地斜面林が残されており、自然環境等の保全と一体的に史跡保存を図ることができる環境を残している。そのため、埋蔵文化財と自然環境、双方の保全を前提としながら、市民の憩いの場、学習の場として活用するため、将来的に史跡公園として整備する。

なお、史跡整備の推進に当たっては、ワークショップを開催するなど、市民の声を取り入れながら、近隣住民その他周辺環境に十分配慮し、実行するものとする。

（2）公有化

史跡整備構想を適用する土地は、地権者の意向を尊重しながら順次公有化を進めるものとする。なお、整備の計画上必要と認められる場合は地権者と協議の上、先行的な土地の借上げなど状況に応じて対応する。なお、判断に当たっては、以下の事項を念頭に対応するものとする。

- ① 地権者との調整を図りながら、売却の意思のある土地及び相続等早急に対応する必要が発生した土地から順次公有化する。
- ② 遺跡の保存が困難であると判断される箇所が発生した場合は、その地点を最優先とする。
- ③ 公開活用のために早期に整備が求められる地点については、優先的に公有化する。

（3）保存管理区分

史跡構想範囲内は、午王山遺跡という有数の貴重な史跡であるとともに、斜面林等緑豊かな自然環境が存在する。一体的な保存・管理が望ましいが、その性格の違いから両者を区分し、それぞれに適した保存・管理を行うものとする。

分類	内容
史跡整備ゾーン 【Aゾーン】	史跡整備ゾーンは、遺跡としての保存を前提にしながら、学習の場として公開活用するため、復元・複製により過去の姿を再現する。
保存ゾーン 【Bゾーン】	遺跡が残る場として、特に保存に配慮するエリアとする。試掘確認調査によって遺構が確認されている地点については、遺構の枠組みを花壇で再現するなど、できる限り地下の遺構を傷つけないように配慮しながら、遺跡の姿を地上に再現する。

利用・活用スペース 【Cゾーン】	埋蔵文化財に影響が無いよう注意しながら、解説板・説明板等を設置する。 併せて見学者用の駐車場を整備し、将来的には埋め込み式展示ケース等、 午王山遺跡出土土器等遺物を直に見学できる施設を整備するものとする。
----------------------------	--

(4) 公開・活用

午王山遺跡の史的価値を踏まえ、その恒久的な保存及び公開、活用することで、武蔵野斜面林をはじめとする自然環境の保全との一体的な活用を前提としながら、郷土の歴史学習の場・市民の憩いの場となるよう整備するものとする。

公開に当たっては、史跡の本質的な価値を表現することで、史跡公園としての価値を最大限に活かしていく必要がある。そのため、前項の保存管理区分に応じた整備を行う。

具体的には、次の方法が挙げられる。

①遺構の復元

当時の遺構を復元することで、遺跡を実感できるよう整備する。

遺構複製展示：地下に埋蔵されている遺構の直上に遺構を型取りした複製品を展示する。

（例）環濠の遺構復元-----【Aゾーン】

遺構表示：地下に埋蔵されている遺構の規模、形態、性質等の情報を、遺構直上面に平面的に表現する。

（例）遺構の枠組みを利用した花壇、埋め込みタイル表示等-----【Bゾーン】

②解説・展示

来訪者に対し、史跡の理解のために補完的に必要となる情報を提供する。

解説板・説明板：史跡の説明と、各種復元等の解説板・説明板を設置する。

-----【A・B・Cゾーン】

なお、便益施設として、見学者駐車場を整備する。-----【Cゾーン】

③埋め込み式展示ケース等の整備

午王山遺跡出土遺物をはじめとした文化財の保存と、史跡及び和光市の歴史を後世に伝えるため、埋め込み式展示ケース等の設置を行う。

併せて手洗い場等を整備する。

-----【Cゾーン】

ア 郷土資料の保存・公開

旧石器時代から現代に至るまでの市の歴史を概観することができるよう、文化財等歴史資料を常設展示する。

イ 埋蔵文化財の保存・公開

市内で発掘された埋蔵文化財の調査・研究及び保管・啓発のための展示ケースを設置する。

午王山特別緑地保全地区について

午王山北側斜面の午王山特別緑地保全地区は、一部が午王山遺跡範囲内であり、併せて土砂災害特別警戒区域に指定されている。史跡整備の範囲には含まれないが、構想エリアの隣接地として、周辺環境の保全、安全性の確保等の観点から、関係各課と調整し十分に配慮しながら構想を進めるものとする。

（5）整備までの暫定的な維持管理

公開活用のための整備は、範囲内的一体化した整備が望ましいため、地権者の意向及び公有化の進捗状況を踏まえながら長期的な視野を持って行う必要がある。そのため、整備を行うまでは地中に眠る遺跡に影響を与えない範囲で、適切な維持管理を行う。維持管理に当たっては、市民及び市民団体に協力を求めて草花の育成をするなど、有効活用することが望ましい。

ゾーン別 活用イメージ

Aゾーン（史跡整備ゾーン）

これまでの発掘調査等の成果を踏まえ、2種類の復元展示を設置します。

（1）住居復元展示 弥生時代の住居跡を復元します。



（2）遺構露出展示

環濠跡のある層を保護した上で、その上層に当時の堀の状態を再現します。



Bゾーン（保存ゾーン）

遺跡が残る場として、特に保存に配慮するエリアとします。試掘確認調査によって遺構が確認されている地点については、遺構の枠組みを花壇で再現します。

できる限り地下の遺構を傷つけないように配慮しながら、市民の憩いや交流の場となるよう、芝生を敷き、ベンチを設置します。



Cゾーン（利用・活用スペース）



市内の遺跡や午王山の出土遺物を解説する埋め込み式展示ケース等を設置します。

また、見学者用駐車場、手洗い場等を整備します。

今後の整備計画（案）

年度	計画
平成 30（2018）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・牛王山遺跡史跡整備基本構想の策定 ・購入及び賃貸借契約した土地の維持管理
平成 31（2019）年度	<ul style="list-style-type: none"> ・購入及び賃貸借契約した土地の維持管理 ・円滑な事業の推進を図るため、構想範囲内・近隣土地所有者説明実施
2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・購入及び賃貸借契約した土地の維持管理 ・（仮称）史跡公園整備計画の策定に向け着手
2021年度	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡公園について市民参加（ワークショップ開催等）実施 ・（仮称）史跡公園整備計画策定 ・基本設計（公園整備・展示設計等） ・土地鑑定 ・購入及び賃貸借契約した土地の維持管理
2022年度～2025年度	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の借り上げ及び公有化の推進/2022年度 ・購入及び賃貸借契約した土地の維持管理 ・実施設計 ・整備工事 <ul style="list-style-type: none"> →外構整備 →復元住居等整備 →トイレ・展示ケース設置 →看板等サイン標識整備

生産緑地地区 当初指定 平成4（1992）年11月30日

解除要件 指定から30年経過 ⇒ 2022年11月30日